

「現場ニーズと技術シーズのマッチング」

技術シーズ 募集要領

令和8年4月

北海道開発局 事業振興部 技術管理課

## 1. 募集概要

### 「現場ニーズと技術シーズのマッチング」の目的

本募集は、「i-Construction 推進コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)の目的に基づき、現場において解決したい課題(以下「現場ニーズ」という。)に対して、その課題を解決できる新たな技術(以下「技術シーズ」という。)を募集するものである。

## 2. 募集技術

### (1) 対象技術

北海道開発局が求める現場ニーズに対応する技術とする。

現場ニーズの背景と求める効果の概要は、北海道開発局ウェブサイト上に掲載する。

### (2) 応募技術の条件等

応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

- 1) マッチングの可否に関する審査、選定の過程において、選定等に係わる者(事務局等)に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 2) 応募技術を公共事業に活用する上で、関係法令に適合していること。
- 3) 選定された応募技術について、技術内容及び試験結果等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 4) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 5) 「3. 技術シーズ応募者及び共同開発者(1) シーズ応募者」を満足すること。
- 6) NETIS への登録・未登録は問わない。NETIS 掲載終了技術については NETIS 未登録として扱う。ただし、申請者の責により NETIS から掲載削除された技術は応募不可とする。

## 3. 技術シーズ応募者及び共同開発者

### (1) 技術シーズ応募者

- 1) 技術シーズ応募者は、以下の2つの条件を満足すること。
  - ・技術シーズ応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」又は「民間企業」であること。
  - ・応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」又は「民間企業」であること。なお、行政機関(\*1)、特殊法人(株式会社を除く)、公益法人及び大学法人等(以下「行政機関等」という)については、新技術を率先して開発、活用または普及する立場にあり、選定された技術を各地方整備局等の業務で活用を図る場合の実施者(受注

者) になり難いことから、自ら技術シーズ応募者とはなれないが、(2) の「共同開発者」として応募することができる。

(※1): 「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

2) 予算決算及び会計令第70条(一般競争に参加させることができない者)、第71条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## (2) 共同開発者

1) 共同開発者は、応募技術の開発に関して参画された「個人」や「民間企業」、「行政機関等」とする。

## 4. 応募方法

### (1) 資料の作成及び提出

技術シーズ応募者は様式-1, 様式-2を作成し提出すること。また、技術の説明に必要な資料(カタログ等)があれば添付すること。(任意)

提出方法はE-mailとする。5MBを超える場合は当局の大容量ファイル転送便を案内するので、その旨を提出先E-mail宛てに報告すること。

### (2) 提出先

国土交通省 北海道開発局 事業振興部 技術管理課 技術活用スタッフ 宛  
E-mail [hkd-ky-netis2@gxb.mlit.go.jp](mailto:hkd-ky-netis2@gxb.mlit.go.jp)

### (3) 応募書類に不備があった場合の取扱い

申請書又は資料の差し替え及び再提出は可能。事象が発覚した際には、速やかに再提出すること。

応募書類について、募集要領に従っていない場合や不備がある場合、また応募書類の記述内容に虚偽があった場合は、応募を無効とする。

### (4) 秘密の保持

1) 技術シーズ応募者は、現場試行及び新技術活用の結果(現場試行の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧、複写、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ現場ニーズ提案者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

2) 技術シーズ応募者は、現場試行及び新技術活用に関して現場ニーズ提案者から貸与された情報、その他知り得た情報をシーズ応募者以外の者に漏らしてはならない。現場試行終了後においても同様とする。

3) 技術シーズ応募者は、現場ニーズ提案者が提供した情報は、現場試行及び新技術活用のみで使用し、他の目的には使用してはならない。また、現場ニーズ提案者の

許可なく複製してはならない。

- 4) 技術シーズ応募者は、現場試行及び新技術活用終了時に現場ニーズ提案者からの貸与資料（書面、電子媒体）について、現場ニーズ提案者への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行わなければならない。
- 5) 技術シーズ応募者は、現場試行及び新技術活用において貸与された現場ニーズ提案者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又その恐れがある場合には、これを速やかに現場ニーズ提案者及び事務局に報告するものとする。
- 6) 応募書類は、技術シーズ応募者等の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しないが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがある。
- 7) マッチングが成立した応募技術について、応募技術の概要を公表する。
- 8) 応募書類について、事務局で責任を持って保管、廃棄を行う。

## 5. 応募された技術の選定に関する事項

### (1) 選定にあたっての条件

- 1) 募集技術、応募資格の条件等に適合していること。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。  
※選定の過程において、提出された応募書類で不明な箇所等がある場合は、ヒアリング等の実施や追加資料の提出を依頼することがある。

## 6. マッチングイベント

提出された応募資料により、マッチングの可能性がある技術シーズについては後日別途通知し、マッチングイベントへの参加を依頼する。

マッチングイベントでは、技術シーズ応募者において、対象現場ニーズ提案者に対して課題解決の手法や技術シーズの内容についてプレゼンテーションを実施して頂く予定である。

※プレゼンテーション資料の詳細については選定結果と併せて通知を行う。

※マッチングイベントに参加しなかった場合はマッチング不採用とする。

## 7. マッチングの調整

提案された技術シーズについて、現場ニーズ提案者及び事務局と協議の上、マッチングの可能性がある判断された場合は、現場ニーズ提案者、技術シーズ応募者及び事務局による個別調整を実施し、最終的なマッチングの可能性の可否について確認を行う。

## 8. マッチング結果の通知・公表について

### (1) 選定結果

- ・技術シーズ応募者に対し、選定されたか否について、結果を通知する。
- ・共同開発者に対しては選定結果の通知は行わない。

## (2) 選定結果の公表

選定された技術及びその技術概要資料は NETIS 及び北海道開発局ウェブサイト上で公表する。

## (3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

- ・選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- ・選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- ・マッチング成立後の現場試行及び新技術活用にて、提出資料の不備や未提出がある場合。
- ・その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

## (4) その他

審査結果に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

### 9-1. マッチング成立 (NETIS 未登録技術)

#### (1) 現場試行の実施

マッチングが成立した NETIS 未登録技術は、現場ニーズ提案者の現場において現場試行を実施する。

現場試行にあたっての安全管理、地権者等との調整については全て技術シーズ応募者の責とする。

現場試行に際し、損害（一般、第三者）及び構造物に関する原状復帰等が考えられる技術シーズについては、必要に応じて、契約書の締結を検討するものとする。

#### (2) 試行時期

試行時期は、マッチングイベントを経て現場照会を行った後、別途通知する。

#### (3) 提出資料

現場試行計画書、マッチング試行調査表を作成し、事務局に提出すること。

試行結果は、マッチング試行調査表、試行結果報告書に整理して提出すること。

現場試行計画書、マッチング試行調査表、試行結果報告書の様式及び提出期限は、別途通知する。

#### (4) 試行結果の公表

現場試行結果は NETIS 及び北海道開発局ウェブサイト上で公表する。

#### (5) 提出先

資料の提出先は、4. 応募方法（2）提出先とする。

## (6) その他

現場試行結果より従来技術より優れると認められた技術シーズについては、NETISへの登録を勧める。

## 9-2. マッチング成立 (NETIS 登録技術)

### (1) 発注者指定型による活用

マッチングが成立した NETIS 登録技術は、『「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領』に従い、現場ニーズ提案者の現場において発注者指定型による活用を行う。

### (2) 活用時期

時期は、マッチングイベントを経て現場照会を行った後、別途通知する。

### (3) 提出資料

『「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領』に従い、必要な書類を提出すること。(活用効果調査表等)

### (4) 活用結果の公表

活用結果については北海道開発局ウェブサイト上で公表する。

### (5) 提出先

『「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領』に従い、適切な資料提出先に提出すること。

### (6) その他

NETIS 登録技術の活用については『「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領』及び特記仕様書の記載内容に従う。

## 10. 費用負担

- ・応募資料の作成及び提出に要する費用、マッチングイベントの参加に要する費用は技術シーズ応募者の負担とする。
- ・NETIS 未登録技術の現場試行の実施に関する費用は、技術シーズ応募者の負担とする。現場試行以外に現場ニーズを解決するための試験・調査等に係る費用は、技術シーズ応募者の負担とする。
- ・発注者指定型による活用を行う場合の費用負担は『「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領』及び特記仕様書の記載に従う。
- ・国土交通省関係者が立会確認を行う場合、立会に要する費用は国土交通省で負担する。

## 11. その他

- ・応募された資料は、技術の審査、選定以外に無断で使用することはない。
- ・応募された資料は返却しない。
- ・現場試行及び新技術活用の結果、得られた成果については、公共目的で国が利用する場

合は、その使用を認めること。

- 本制度による当該技術研究開発の成果である特許権等について専用実施権及び独占的な通常実施権を設定しないこと。